

【アメリカ】移民制度改革法案をめぐる動き

オバマ政権の最重要課題のひとつである移民制度改革については、2013年6月に、包括的な移民制度改革法案（S.744）が連邦議会上院を通過している。同法案は、米国内の約1100万人に上るとされる不法移民に市民権獲得への道を開くものであるが、下院においては、ほぼ同内容の法案（H.R.15）の通過は、多数を占める共和党議員の強硬な反対により、見通しが立たない状況である。事態を打開するため、民主党側は、2014年3月26日に、同法案の「委員会審査解除請願」（discharge petition）を提出した。これは、下院において、特定の法案の委員会審査を免除し、直接、本会議の議事日程に上程するための手続であり、同請願が承認されるためには議員総数の過半数の218名の署名が必要である。結果的に、必要な数の署名を獲得するに至らず、この戦略は成功しなかったが、民主党側は、秋の中間選挙を前に、移民問題に関する共和党側の不作為を世論に訴え、同党にプレッシャーを与える効果があったとしている。

（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】水資源改革及び開発法の成立

2014年6月10日、オバマ大統領の署名により、2014年水資源改革及び開発法（WRRDA）が成立した（P.L.113-121）。同法は、陸軍工兵部隊が、港湾や水路等のインフラ整備、洪水予防、水界生態系の回復などを含む多様な水資源関連のプロジェクトを維持し、推進することを可能にするものである。陸軍工兵部隊は、議会の承認のもと、水資源関連施設の設計、建設、運用及び管理等を広範囲に行っている。これらの活動は、各年代における包括的な水資源開発法（WRDA）により承認され、これらの法律に基づき、連邦政府からの支出も保証されてきた。しかし、2007年のWRDA以降、新たな措置の立法化が遅れ、議会はこの間、国家的に不可欠な水資源インフラの改良や開発等のニーズに対して承認を与えることができなかった。今回のWRRDAの成立により、ボストン湾やサバンナ港（ジョージア州）の大深水化等、全米の34の水資源プロジェクトにゴーサインが出されることとなる。

（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】児童虐待への連邦議会の対応

深刻な児童虐待に対応するため、連邦議会は2013年キーラ・デイヴェンポート児童保護法を可決した（P.L.113-104、2014年5月20日成立）。これは虐待被害者の児童の名を取った法律で、①制定後180日以内に司法省に対し、全米各州の児童虐待に対する刑罰、特に児童が深刻な身体的危害や永続的・長期的な心身の損傷を受けた場合に刑が加重されるか否かに関する調査報告の刊行を義務づけ、②連邦刑法を改正し、児童虐待の刑を重くするものである。②については、従来、内縁関係を含む配偶者への暴行、性的虐待及び深刻な暴力的重罪で2回有罪となった者は、3回目以降、拘禁刑の上限5年を10年とする規定を、子及び保護義務を負う児童への虐待等にも適用する改正である。ただし米国では、州際及び連邦犯罪以外の犯罪には基本的に各州法が適用され、この規定も連邦政府の管轄下の土地・施設、国境河川、インディアン自治区等における犯罪にしか適用されないため、審議中も、その有効性について懐疑的な意見が出されていた。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【アメリカ】インターネット上の児童ポルノ被害の賠償に関する最高裁判決

幼少時のレイプ被害を撮影した画像が長期間インターネット上で不特定多数に閲覧されたことに関し、その被害者が、児童ポルノである当該画像の所持（18 U.S.C. 2252）により有罪となった者に対し、犯罪被害者権利法（18 U.S.C. 2259）に基づく損害賠償請求を行った。請求額は、被害者がネット上の当該画像を認知してから現在までの精神的苦痛と、それによる離職で失った生涯賃金総額等の合計 340 万ドルである。だが、現行法では不特定多数が引き起こした損害を特定の 1 名にすべて負わせられるか、一切負わせられないか、部分的に負わせるとすればどの程度かが不明確であった。連邦高裁は、画像の所持者は当該画像が引き起こす損害のすべてに責任を負うとしたが、連邦最高裁は、2014 年 4 月 23 日、賠償責任は当該者の行為が直接引き起こした損害に限られると 5 対 4 で判断した。判決の結果、被害者が受け取る賠償金は実質無となることから、同判決の反対意見では、連邦議会に不備に対応する立法措置を促す旨の記載もなされた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】エネルギー安全保障戦略

EU のエネルギー需要の 50%以上は域外の供給源で賄われ、輸入額全体に占める割合は 20%を超える。特にロシアへの依存度の高さがこれまで問題となっていたが、ウクライナ危機を契機に包括的な対応策が一層必要とされるに至った。2014 年 5 月 28 日、欧州委員会は「欧州エネルギー安全保障戦略」（COM(2014)330final）を公表し、今冬に域外からのガス供給が中断する想定でのストレス・テストの実施と緊急対応メカニズムの構築、備蓄に係る国際的協力の促進、エネルギー需要の削減と省エネ促進、域内エネルギー市場の完成、2 国間の双方向のパイプライン接続など 33 のプロジェクトの実施、各国発電容量の 15%を相互接続し融通可能とすること、再生可能エネルギーを始め EU 域内でのエネルギー生産の促進、ノルウェーとの関係強化やカスピ海沿岸地域等の供給源確保、各国間政策調整の強化と域外との交渉での結束した対応等を提言した。なお、「欧州エネルギー安全保障に係る詳細調査」（SWD(2014)330final）も同時に公表した。（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】EU 全域をカバーする自動車緊急通報システムの導入

2014 年 5 月 15 日、欧州議会と EU 理事会は、自動車事故の発生時に自動的に緊急通報が当該車両から最寄りの警察署・消防署等に送られるシステムを、遅くとも 2017 年 10 月 1 日までに EU 全域に導入する決定（Decision No 585/2014/EU）を採択した。このシステムは「eCall」と呼ばれるもので、事故を見つけた第三者が自己の車両から通報を手動で送ることも可能である。この eCall により、人命救助までの時間が都市部で 40%、それ以外では 50%短縮されると見込まれている。EU では 2012 年に 110 万件の交通事故によって、死者は 28,000 人、負傷者は 150 万人以上を記録した。毎年の経済的損失は 1300 億ユーロに達している。EU は、2020 年までに交通事故による死者数を半減させることを目標としており、このシステムへの期待は大きい。なお、eCall 関連デバイスの新型車への搭載の義務化等を盛り込んだ規則案（COM(2013)316final）も審議中である。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】他の加盟国に違法に持ち出された文化財の返還

2014 年 5 月 15 日、欧州議会と EU 理事会は、加盟国から違法に持ち出されて現在は他の加盟国にある文化財の返還に関する新しい指令（Directive 2014/60/EU）を採択した。これは、旧来の指令（Directive 93/7/EEC）の全部を改正するもので、各国の法制又は行政手続において「芸術的、歴史的又は考古学的価値を有する国家的財宝」と認定され、1993 年 1 月 1 日以降に違法に他の加盟国に持ち出された文化財について、元の所有国への返還に係る要件等を定めている。旧指令では、文化財の種類により、金銭的価値の大きさ等が、返還対象となる要件の一つとされていたが、新指令ではその要件は外された。また、元の所有国が、持ち出された文化財の所在地等を知ってから返還手続を開始するまで、旧指令では 1 年以内の期限が設定されていたが、これが 3 年以内にまで延長された。さらに、欧州委員会が運営する域内市場情報システム（IMI）を、加盟国の関係当局間の情報交換に活用すること等も新たに規定された。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【イギリス】2014 年更生保護法—再犯率低下に向けた施策—

イギリスの受刑者人口は約 8 万 5000 人（2014 年 6 月）で、再犯率は 26.2%（2011 年 7 月-2012 年 6 月）だが、1 年以下の拘禁刑を受けて釈放された成人の再犯率は 57.8%と突出している。政府は、年間 5 万人が釈放されるこのような軽犯罪者に対し、釈放後の保護観察が制度化されていないことが問題であるとして、制度の穴を埋めるための改革案を打ち出した。これにより、現存する 35 の保護観察トラストを 21 の地域更生事業者に置き換えてこれを入札にかけ、釈放囚の 70%を占める軽犯罪者の保護観察を委託することとなる。残り 30%の重大犯罪者は、公共部門として残された全国保護観察局で担当する。2014 年 3 月 13 日に制定された 2014 年更生保護法は、この改革の一部を担う法律であり、①ほぼすべての釈放囚に最短でも 1 年の保護観察処分を課す、②保護観察に従わない者に 2 年未満の拘禁刑を科す、③保護観察命令に関して裁判所に勧告を行う機能は公共機関に限定する等の規定を設けている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】2014 年賭博（認可及び広告）法—オンライン賭博の規制—

イギリスの賭博規制は、2005 年賭博法に基づいて賭博委員会が包括的に管轄している。委員会は、営業許可の発行を通じて、賭博の運営を一定の規制の下で統制しており、インターネット等を通じた「遠隔賭博」もその対象となる。イギリスは EU 圏内最大の遠隔賭博市場であり、2011 年の市場規模は 25 億ユーロ（約 3444 億円）を超え、2 位のフランスの 2 倍以上で、2009 年には成人人口の 14%が遠隔賭博を経験している。しかし遠隔賭博の営業許可の発行対象は、機器をイギリス国内に設置している業者に限られ、国内でサービスを行う業者全体の 15%に過ぎなかった。2014 年 5 月 14 日に制定された 2014 年賭博（認可及び広告）法はこれを是正する法律であり、営業許可の取得義務をイギリス国内で利用される遠隔賭博全てに拡大する。また法律改正と並行して遠隔賭博への課税強化も進められ、2014 年 12 月 1 日から、遠隔賭博業者がイギリス市場で上げた売上に対して 15%の付加価値税が新たに課される。

（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】トロイの木馬事件—教育水準局の報告発表される—

イスラム過激派が、20年にわたりバーミンガムの小中学校に浸透し続けていたとするトロイの木馬事件について、英国教育水準局は2014年6月9日、査察の報告を発表した。報告では、対象校21のうち5校が、過激派思想の危険性についての教育、性教育、他宗教についての理解促進が不十分であるために特別措置が必要と判断され、同局監視下に置かれることとなった。政府は、うち2校への資金提供協定を打ち切り、他の2校についても同じ措置をとる可能性を示唆している。教育水準局長は、学校を偏狭な思想に染めるため組織的な働きかけが行われ、学校理事が過剰な影響力を行使し、現場では声を上げることをはばかる雰囲気蔓延していることを指摘し、児童の現代イギリス社会への適応を阻害していると述べた。事件を踏まえて、政府は学校においてイギリス的価値観を教える方針を明らかにしたが、イスラム過激派への対応については内相と教育相の間で、責任の所在と対応方法を巡る閣内不一致が発生する等の余波が生じている。（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】オンライン定期刊行物の付加価値税率の引下げ

従来、雑誌、新聞等の定期刊行物にかかる付加価値税率は、印刷媒体が超軽減税率2.1%であるのに対して、電子媒体が標準税率20%であった。このような中、文化・通信省のワーキング・グループは、2013年4月に発表した報告書において、電子媒体の出版物の普及を促すために、媒体により税率が異なる状況を是正するよう主張した。すでに、電子書籍については、2012年1月1日から、印刷された書籍と同様の軽減税率（現在は5.5%）が適用されていた。こうした状況をうけ、「印刷された定期刊行物とオンライン定期刊行物に適用される付加価値税率を一律とする2014年2月27日の法律第2014-237号」が制定された。これにより、2014年2月1日から、オンラインの定期刊行物（定期購読の登録や記事単位での購入等）にも2.1%の超軽減税率が適用されることとなった。なお、フランスは、すでに、電子書籍への軽減税率の適用をめぐる、これを認めないEUと対立しており、今後、新たな衝突が起こるおそれもある。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】家賃の高騰を抑制するための法律

近年、家賃が過度に高騰しているため、「住宅への入居及び都市計画の刷新に関する2014年3月24日の法律第2014-366号」が制定され、次のような措置が講じられた。①住宅の形態別（部屋数等）及び地域別に、家賃の上限額を定める。上限額は、実際の各住宅の家賃の中央値を基準家賃（loyer de référence）とし、これを20%増額したもの（loyer de référence majoré）である。これらの額は、毎年、県の地方長官（国の出先機関の代表者）が定める。同制度は、人口5万人超で、住宅の需給に不均衡が見られる28の都市（パリ、リヨン等）で実施される。②家賃不払いの際に、国が一定額を保証する一般家賃保証（garantie universelle des loyers: GUL）を創設する。保証額は、基準家賃（又はそれと同等の額）を上限とする。GULは、同時に、適切な住宅を提案するなどして、家賃を払えない賃借人を支援する。③居住形態の多様化を促進するために、コーポラティブハウスの活用促進やテナント等の移動可能な住居の法的保護に関する法整備を行う。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 職業訓練制度の改正

2013 年 12 月 14 日に締結された労使間協定に基づき、「職業訓練、雇用及び社会的民主主義に関する 2014 年 3 月 5 日の法律 2014-288 号」が制定された。同法の柱は、法律第 2013-504 号により創設され、2015 年 1 月 1 日から施行される個人職業訓練口座（*compte personnel de formation: CPF*）制度の運用方法の具体化である。CPF は、16 歳以上であれば利用でき、常勤の場合、最初の 5 年間は年間 24 時間、その後は年間 12 時間の職業訓練を受けることができる（短時間勤務の場合は就業時間に応じて訓練時間数変動）。職業訓練の時間数は、銀行口座のように、最大 150 時間まで貯蓄することができる。職業訓練の費用は、雇用主又は失業中の場合は労使が運営する職業課程安定化労使同数基金（*fonds paritaire de sécurisation des parcours professionnels*）が負担する。CPF は、従来の職業訓練の権利（*droit individuel à la formation: DIF*）制度に代わるものだが、転職後も職業訓練の時間数を持ち越せるなど、より活用しやすい制度となっている。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 議会内少数派の権利を確保するための連邦議会議事規則の改正

ドイツ連邦共和国基本法及び連邦議会議事規則は、議会内少数派のための様々な権利を定めている。その代表的なものは、政府や行政官庁等の責任追及のために証拠調べを行う権限を有する調査委員会の設置を要求することができる権利（基本法第 44 条）である。この少数派の権利は、連邦議会議員の 4 分の 1 以上により行使することができる。2013 年 9 月に連邦議会議員選挙が行われ、全 631 議席のうち、連立与党のキリスト教社会・民主同盟が 311 議席、社会民主党が 193 議席を占めることとなった。他方、野党勢力は、左派党 64 議席及び緑の党 63 議席であり、野党の議席は全議席の 4 分の 1 に達しないこととなった。少数派による権利の行使を保障するため、2014 年 4 月に連邦議会議事規則が改正され（BGBl. I S.534）、2013 年 10 月から始まった第 18 議会期の特則として、連邦議会は、120 名の議員の要求により、調査委員会を設置しなければならない旨等が定められた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 同性パートナーシップの養子縁組

ドイツでは、2001 年の同性パートナーシップ法（以下「同性法」）により、同性パートナーシップの戸籍上の登録が可能となった。従来、同性パートナーは、共同で養子縁組をすることができず、片方の同性パートナーのみによる養子縁組が可能である。2005 年施行の改正同性法により、一方の同性パートナーの実子と他方の同性パートナーの養子縁組が可能となった。しかし、一方の同性パートナーの養子と他方の同性パートナーの養子縁組は不可能であった（同性法第 9 条第 7 項）。他方で、異性間の夫婦には、どちらの養子縁組も可能である。連邦憲法裁判所は、2013 年 2 月 19 日に、同性法第 9 条第 7 項は、当該養子と同性パートナーの平等権の侵害であり、基本法第 3 条第 1 項（法の前の平等）と相容れないと判決した（1 BvL 1/11, 1 BvR 3247/09）。当該判決を受け、同性法が 2014 年 6 月に改正され（BGBl. I S.786, 2014 年 6 月 27 日施行）、一方の同性パートナーの養子と他方の同性パートナーの養子縁組が可能となった。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 屠殺・食肉加工業の最低賃金規制

ドイツでは、最低賃金は、産業別労働協約において定められている。外国の事業者が低賃金の被用者をドイツで働かせ、賃金ダンピングの生じやすい建設業等には、労働者送出法が適用され、ドイツの労働協約で定める最低賃金が、外国事業者の被用者を含む当該業界の全被用者に適用される。ドイツの屠殺・食肉加工業においては、従来、業界で統一的な最低賃金を定める労働協約がなかった。このため、ドイツの事業者は、東欧等の事業者に屠殺等の業務を請け負わせ、当該外国の事業者がその被用者をドイツに送り出し、低賃金で働かせていた。これら被用者の劣悪な待遇を改善するため、2014年1月に、同業界において全国一律の最低賃金（2014年7月1日現在、時給 7.75 ユーロ）を定める労働協約が労使間で締結された。更に、2014年6月に労働者送出法が改正され（BGBI. I S.538）、屠殺・食肉加工業も同法の適用対象とされた。これにより、上記の労働協約で定められた最低賃金が同業界の全被用者に適用されることになった。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】 在外従軍経験者への年金支給

2014年5月8日、プーチン大統領は大統領令第311号「ラトヴィア共和国、リトアニア共和国及びエストニア共和国に居住する第二次世界大戦従軍経験者の経済的状態の改善に関する措置について」に署名した。ラトヴィア、リトアニア及びエストニア（以下、「バルト諸国」という。）には、当該国の国籍を取得せず、「外国人」又は「無国籍者」として居住しているロシア系住民が多い。今回の大統領令では、バルト諸国に居住するこのような外国籍者又は無国籍者のうち、ソ連国民として第二次世界大戦に従軍した者に対して、毎月 500 ルーブル（約 1500 円）から 1000 ルーブル（約 3000 円）の年金を支給するよう規定している。支給対象は当時の一般の軍人・兵士だけでなく、治安部隊の隊員、パルチザン、軍需工場・軍事施設職員、諜報員等も含まれる。支給は 2014 年 5 月から開始され、対象者は生涯、当該の年金を受給する権利を有する。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 在外国民の国内居所申告廃止及び住民登録証発給

韓国では、在外国民（韓国国民であるが、外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者）は、韓国内における住民登録対象者ではないため、不動産取引、金融取引等において、住民登録を行っている韓国国民と同等の権利を得るためには、住民登録の代わりに「国内居所申告」を行う必要がある。しかし、在外国民は韓国国民であるにもかかわらず、外国国籍同胞（韓国国籍を有していた者等で、外国国籍を取得した者）と同様に国内居所申告を行う必要があることや、国内居所申告を行っても住民登録番号がないために、生活上、様々な不利益を被っていることが問題視されていた。2014年1月21日、住民登録法が改正され、在外国民も韓国で住民登録証を取得できるようになった（ただし、住民登録証には在外国民であることを記載）。さらに同年5月20日、在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律が改正され、在外国民の国内居所申告制度が廃止されることも決まった。両改正法は、2015年1月22日に施行される。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】養育費の履行確保及び支援に関する法律の制定

女性家族部（部は省に相当）が実施した「2012年全国ひとり親家庭実態調査」によると、18歳未満（就学中の場合は18歳を含む）の子どもを養育している養育親の83%が非養育親から養育費を全く受け取っておらず、養育費請求訴訟を起こした養育親の割合も4.6%にとどまっている。養育費を安定的に受け取れる環境を整備するため、2014年3月24日、養育費の履行確保及び支援に関する法律が制定された（2015年3月25日施行）。同法により、非養育親に養育費支払義務があること、養育費関連政策等を審議・議決する養育費履行審議委員会（委員長は女性家族部長官）を設置すること、養育費の請求及び確保等の支援を行う養育費履行管理院（以下「管理院」）を設置すること等が定められた。管理院に法律支援等を申請した養育親は、管理院の長に緊急支援（原則6か月以内、最長9か月）を申請でき、緊急支援を行ったときは、管理院の長が養育費支払義務のある非養育親に求償権を行使することができる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】携帯電話端末購入における助成金の透明化

スマートフォン等の携帯電話端末の販売促進のため、移動通信事業者（以下「キャリア」）は、購入者が端末を廉価で購入できるよう、助成金を提供してきた。しかし、同じ端末であっても、購入時期、場所及び加入形態（番号ポータビリティ、新規加入、機種変更等）により助成金の額が著しく異なり、購入者間で不公平感が生じていたことや、助成金の提供を条件に費用のかかる通信プランへの加入を強制される等の事例が問題となっていた。不透明で差別的な助成金のあり方を是正するため、2014年5月28日、移動通信端末装置の流通構造改善に関する法律が制定された（同年10月1日施行）。同法制定により、キャリアに対し助成金、販売価格等を公示することが義務付けられるとともに、キャリアが加入形態、料金プラン等により不当に差別的な助成金を提供すること、利用約款と別途に助成金の提供を条件に特定の料金プラン、付加サービス等を強制すること等が禁止された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】女性発展基本法の全面改正—両性平等基本法へ—

2014年5月28日、韓国の女性政策の基本法である女性発展基本法（1995年制定）が、制定以来、初めて全面改正され、法律の題名が「両性平等基本法」に変更された（2015年7月1日施行）。今回の法改正は、「ジェンダー主流化」（政策等にジェンダーの視点を導入すること）に基づいた女性政策の世界的なパラダイム転換を背景にしており、韓国においても「女性政策」から「実質的両性平等実現」への政策転換に合わせた法改正が実施されたものである。法改正により、両性平等の定義が新設され、5年ごとの両性平等政策基本計画の策定、國務総理を委員長とする両性平等委員会の設置等が定められるとともに、両性平等政策の推進のため、国及び地方公共団体に対し、法令の制定、政策の執行等の過程において、ジェンダー主流化の措置を講じることが義務付けられた。また、セクハラの定義も拡大された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】事業単位人事管理条例の制定

事業単位とは、中国において公共サービス事業を行う機関をいう。現在、機関数は約 111 万、職員の総定員は 3153 万人に上る。事業単位の人事制度については、近年、公務員の人事制度改革に沿った形で、試行を含め改革が進められてきた。2014 年 4 月 25 日に国务院令第 652 号として公布された事業単位人事管理条例は、近年の一連の改革を更に進め、事業単位の人事管理の規範を確立し、職員の合法的な権利利益を保障し、優秀な人材の確保と質の高い公共サービスの提供を促進することをその目的としている。条例は、総則、役職の設置、任用の公募・競争制、雇用契約、評価・研修、賞罰、給与・福利厚生、人事紛争処理、法的責任、附則の 10 章全 44 か条から成り、共産党による管理の原則と民主・公開・競争・成績順の方針の徹底が明記されている。役職の設置及びその分類・等級の管理は国が制度を設けて行い、公募による職員採用試験制度と雇用契約制が全面的に導入される。条例は 2014 年 7 月 1 日から施行される。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】視聴覚的実演に関する北京条約の批准

視聴覚的実演に関する北京条約（以下「北京条約」）は、俳優、舞踊家等による実演に関して、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与し、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めている。アップロードを差し止める権利の保護、コピープロテクション等の技術的保護手段の回避に対する規制、電子透かし等の権利管理情報の改変に対する規制など、デジタル化・ネットワーク化の進展の中で実演家の権利を保護する規定も含まれる。北京条約は、音の実演のみを保護の対象とする実演・レコード条約（2002 年 5 月 20 日発効）と対をなすものであり、2012 年 6 月 24 日、北京において採択された（30 か国の批准・加入により発効）。知的所有権関連の条約が中国で採択され、条約名に中国の地名が付されたのは、これが初めてである。2014 年 4 月 24 日、北京条約は第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 8 回会議で批准され、中国はシリア、ボツワナに次いで 3 か国目の条約批准国となった。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【台湾】所得税法の改正

2014 年 5 月 16 日、台湾立法院で所得税法改正案が可決された。今回の改正は、近年の貧富の差の広がりを背景に、所得分配の適正化を目的とするものであり、所得税の最高税率の引上げと控除額の拡大がその柱となっている。現行の所得税率は、5%、12%、20%、30%、40%の 5 段階であり、課税所得 440 万台湾ドル以上に対して最高税率の 40%が適用されている。今回の改正により、現行の 5 段階の税率の上に新たに 45%の最高税率が設けられ、課税所得 1000 万台湾ドル以上に対してこれが適用されることになる。また、給与所得者及び心身障害者の特別控除額がそれぞれ現行の 10 万 8000 台湾ドルから 12 万 8000 台湾ドルに、単身者の基礎控除額が現行の 7 万 9000 台湾ドルから 9 万台湾ドルに引き上げられる。一方、株式の配当所得の控除率は、現行の 100%から 50%に引き下げられる。所得税減税の対象となるのは約 700 万人に上ると見込まれている。早ければ 2015 年度から実施される。（1 台湾ドルは約 3.4 円）

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【オーストラリア】2014-15 連邦予算

2014-15 年度（2014 年 7 月 - 2015 年 6 月）連邦歳出予算法案が 2014 年 5 月 13 日に議会上院に提出され、両院を通過して同 6 月 30 日に裁可された。2013 年 9 月に発足したアボット保守連合政権が手がける初の予算として注目されている。歳入 3858 億豪ドルに対し歳出 4125 億豪ドルと見積もっており、マクロ的には健全と言える財政も、2008-09 年以降は単年度赤字が続き、放置すると拡大する趨勢にあるとみて、労働党政権の政策から大きく舵を切り、企業活力、インフラ整備、国防の強化、持続可能な社会保障、世界レベルの高等教育、規制改革、実地的な環境政策、政府官庁規模の縮小などを眼目とした予算となった。しかし、個別に見ると、特に教育、保健分野に国民の負担増をもたらす見直しが目を引く一方で、法人税軽減やインフラ整備などを重視しており、富裕層には殆ど影響がないが、低所得者や若者に厳しいという評価が多い。政策に関する議論はなお続いている。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

【ベトナム】労働者派遣業関連法制の整備

ベトナムでは 2000 年以降、労働者派遣会社が設立されるようになってきているが、法律整備が遅れていた。2013 年 5 月 1 日施行の改正労働法において、初めて派遣業の一般規定が定められ、さらに 2013 年 7 月 15 日施行の政令である政府議定第 55 号で、労働者派遣が可能な業種、派遣会社の要件及び許可制度等が定められた。労働者派遣が可能なのは、通訳、受付、旅行ガイド、警備、ドライバーなど、専門的技能を必要とするサービス業 17 業種で、製造業は含まれていない。派遣期間は 12 か月以内で、この期間を超えて同じ労働者を同じ事業所に派遣することはできない。また派遣会社設立には、法定資本に一定の要件があるほか、保証金として 20 億ドン（約 970 万円）を銀行に預金している必要がある。これは派遣先の倒産などで、仲介手数料が回収できなかった時でも、労働者の賃金を保障するためである。2014 年 3 月 1 日には、手続細則を定めた労働社会省通知第 1 号が施行され、法律に基づいた労働者派遣業の運用が始まった。

（海外立法情報課・藤倉 哲郎）

【マレーシア】犯罪防止法の改正—予防拘禁規定の復活—

2014 年 4 月 2 日、改正犯罪防止法（法律 A1459 号）が施行された。同法は 1959 年法の改正として、2013 年 10 月 25 日に国王の署名を得て成立した。犯罪防止法は、暴力、強奪、麻薬取引、売春、賭博などに関わる組織的犯罪を防止する目的で制定された。改正では、これらの犯罪への関与が疑われた者を、裁判所の手続を経ずに、最長 2 年間、予防拘禁できる規定を加えた。予防拘禁は、1960 年国内治安法（ISA）と 1969 年非常事態宣言に基づいて 2011 年まで行われており、人権問題として国内外から強い批判を受けて廃止されていた。改正に際して内務大臣は、凶悪犯罪取締りが目的で、政治的に利用されないことを強調している。一方、マレーシア弁護士会が、ISA や 1969 年非常事態宣言の復活であるとして、同法に反対する声明を出した。同会は、予防拘禁命令を出す犯罪防止委員会が捜査機関から独立して事案を判断する能力を持ちえないこと、裁判所による予防拘禁命令の審査が適正に機能しえないことなどを、法律の問題点として指摘している。

（海外立法情報課・藤倉 哲郎）